

論点①【第20条】住宅の確保（20条） に関する委員の意見

○石野 富志三郎委員

- 1) 住宅ローン契約の際、団体信用生命保険の加入資格に、医師の治療等の有無、身体機能障害の有無を告知することがあり、告知の内容によって加入できない場合がある。結果的に住宅を購入できないことになるので、告知の対象から身体機能障害の有無を削除すべきである。
- 2) 行政の障害者住宅費補助の制度があるが、対象者が限定されており聴覚障害者の設備が対象になっていない。補助対象者を限定せずすべての障害者が対象になるべきである。聴覚障害者も住宅の購入や改築をする際、情報アクセスができるよう設備を敷設するので、一般住宅より割高になる。
- 3) 公営（市営、県営）住宅における、障害者に配慮のある住宅を一定（例えば、10%）の割合で確保すること。また、改築等の申請に応じて無料で改修、または設備を貸与する制度を整備すること。

○氏田 照子委員

～住まいあつての暮らしと人生～

ノーマライゼーションの理念（障害者も含むすべての市民の実質平等を権利として保障する）の実現に向けて、住宅の確保については物理的な条件の基準作りも必要ですが、同時に、生活支援（介護、金銭管理、財産管理等）の必要性と地域生活支援（就労、参加等）に加えて、オンブズマン、コンタクトパーソン、コミュニティフレンドなど、本人に寄り添い、その声を聴き、場合によっては代弁していくという役割を担う人が必要です。

また、一人ひとりがかもつ障害は多様であり、法制度で障害者住宅を厳格に規定することは無理があります。夜間、休日の在宅による社会生活を支援するという視点から、非常にゆるやかな見守りのある住宅から、24時間の看護までをカバーできる住宅など、多様な形態の支援つきの暮らしの場が必要であり、幅広い可能性を認めた制度が必要とされています。

北欧では「福祉は住宅に始まり住宅に終わる」と言われていますが、例えば、障害のある人の住まいについては、自力で通勤通学が出来るように、あるいは介助者が通いやすいように、交通の便の良いアクセスの良いところにある必要があります。また、わが国のGHは共同下宿レベルであり、1人当たりの居住空間はワンルームマンションのレベルにも達していません。個人が生活できる最低限度の設備を完備した建物（入居者ごとに居室、トイレ、キッチン等が完備されたワンルームマンションのイメージ）が必要であると考えます。スウェーデンにおいては、ノーマライゼーションの理念のもと、一人平均40㎡以上が人間としての尊厳と健康を維持するために必要な通常の居住環境条件であるとの判断のもと、介助・援助の必要性の高い障害者ほど通常の生活条件以上の条件（介助者も入れるトイレの空間、福祉機器を置ける場所の確保等など）が必要となるため、個別のニーズに応じた生活条件の充足が目ざされています。

新基本計画における障害者のための住宅については、一人ひとりの障害のある人の暮らしを支えるという視点から、個人が生活できる最低限度の設備を完備した建物と支援者が適切に出入りして生活を支えるしくみが不可欠です。この2点をクリアした建物（各戸）を障害者適合住宅と定義し、適合☆、☆☆、☆☆☆のようにレベル評価するのも一案かと思えます。

また、新障害者基本計画においては政策的に〇〇年までに△△戸を確保する

などの具体的な数値目標と予算措置を取ることが必要です。障害のある人は、困難を抱えているがゆえに、新しい環境に飛び込む意思を本人から表出することが少ないため自立の希望がないように見えてしまいがちですが、どんなに重い障害があっても20歳を過ぎたら親から自立した生活が可能となるように準備を進める必要があります。

○川内 美彦委員

○障害のある人の住宅には、そもそもマーケットがない。

質についても量についても定めがない。

○共同住宅のアクセシビリティについて、共用部分（出入り口、エレベーター等）についての規定はあるが、個別の住戸に関する規定はない。

○不動産屋に行っても情報は得られない。

（不動産屋自体が情報を持っていない＝不動産情報がない＋収集していない）

○公営住宅は誰が入居するか事前に決まらないシステムなので、個人のニーズに合わせる仕組みがない。

○個人のニーズに合わせた改造についての技術情報、人材不足。

○改造費用の負担。家主の同意。

○退去時の原状復帰の費用負担。

○障害のある人が住むことについての偏見、先入観。

○新谷 友良委員

障害者基本法改正にあたって、障がい者制度改革推進会議の第2次意見は「住宅」に関して、以下のようになっている。

- 障害者の個々のニーズに応じた住宅を確保するため、公営住宅を含めた賃貸住宅等が的確に供給されるよう、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。
- 住宅のバリアフリー化を促進するための支援策について検討を行い、平成24年内を目途に結論を得る。
- 公的な家賃債務保証制度を利用しやすくするための具体的方策や、住宅セーフティーネット法に基づく居住支援協議会が有効に活用されるための具体的方策について検討し、平成24年内を目途に結論を得る。
- 民間賃貸住宅の利用に当たり生じ得る障害に基づく入居拒否の問題への対処を含め、障害者が円滑に民間賃貸住宅へ入居できるよう、必要な支援について、差別禁止部会での議論を踏まえて検討し、平成24年度内を目途に結論を得る。
- グループホーム等の建設に際し、地域住民との間において生ずるトラブルへの対応については、差別禁止部会における議論も踏まえつつ検討し、平成24年度内を目途に結論を得る。

それを受けて障害者基本法は第20条で「国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。」という規定を置いたわけであるが、特に住宅のバリアフリー化促進の支援策について、第2次意見は「平成24年度内に結論を得る」ことを提案している。

住宅については公営住宅か民間住宅か、また持ち家か賃貸かでバリアフリー化促進の具体的な支援策も異なると思えるが、我が国の住宅政策の基本法である住生活基本法には「障害者」の言葉はなく、国の住宅に関する補助制度や融資制度にも「障害者」の言葉が見当たらない。（平成23年3月15日作成の住生活基本計画(全国計画)に「高齢者・障害者」というくくりで僅かに5か所言

及がある)

公営住宅の場合、計画時から一定割合を高齢者向け、障害者向けにすることは施策としても合理性を持つものであり、共生社会の理念の具体化でもある。一方、民間住宅の場合は、事業者任せでは量的にも質的にも、必要な住宅が確保されるとは考えにくく、公的な補助制度や融資制度をミックスしなければ、バリアフリー化の進展は期待できない。

高齢者対象には既に「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が作られ、その法律の実効性も検証されているはずであるから、「障害者の居住の安定確保に関する法律」を考えることはさほど困難なものとは思えない。

ただ、障害者の住宅に関するニーズは障害種別・程度によって非常に個別적이다であるので、住宅の構造的なバリアフリー化に止まらない施策が求められる。聴覚障害の場合、見わたしの良い部屋の間仕切りなど構造的な問題に加え、ドアチャイムのフラッシュベル、屋内の各部屋で信号が分かるような発光器などが必要となる。現在これらの多くは日常生活用具という扱いで支給・貸与されているが、「住宅構造のバリアフリー化」に合わせて、住まいに係る日常生活用具のメニューを増やすこと、またその支給・貸与の拡大が求められる。

○光増 昌久委員

一人暮らしをする場合の住宅の確保は、障害を配慮し、バリアフリーの住宅提供を推進する必要がある。

介護、支援が必要な人のためには、ケア付き住宅も必要である。

○グループホーム等（ケアホームも含む）の必要性

入所施設、精神科病院からの地域生活移行に重要な資源になっているのがグループホームである。（平成 26 年 4 月には、ケアホームがグループホームに一元化する）平成 24 年 3 月で 7 万 1,866 人がグループホーム等で暮らしている。今後も家庭から地域生活をする場合にもグループホームが重要な資源になる。在宅生活をしている障害者の家族が高齢になり、グループホームを選択する人も増えてきている。

グループホームの家賃助成が昨年 10 月から上限 1 万円で実現した。まだ家賃の格差があるので、助成金額の増額が必要である。

またグループホームからアパート等での一人暮らしを目指す人たちにも助成の拡大が必要である。

○障害者グループホームの安全に関して、

消防法の改正があり、連動式の自動火災報知機、消防への通報装置などの設備の配置が義務付けられるようになった。消防設備の設置に関しては、引き続き助成が必要である。

今、全国で問題になっている事は、建築基準法での用途変更を各特定行政庁の判断で行われている点で、「寄宿舍」に用途変更を求められたり、改修しないと事業指定も受けられない自治体と、改築、修繕の時に用途変更するように助言をする自治体と全国では解釈の格差が出ている。

4 人から 5 人が暮らすグループホームが一般住宅でも安全で、快適に暮らせるように関係機関の連携で論議をしていただきたい。

○グループホームの立地をめぐって

入所施設、精神科病院内のグループホームの設置はできない事になっているが、地域主権一括法の関連で都道府県での条例基準で、敷地内での設置を認め

る条例案が出てきている。

地域生活移行を推進する現在の障害福祉の流れに反するものであるので再考願いたい。

また同一敷地内に 20 人、30 人、40 人と集約している地域もある。地域の中で障害のある人が暮らすグループホームのあり方を検討したい。

○グループホーム設置をめぐる市民の反対運動

各地でグループホーム設置に関して反対運動が起きている。市民としてどこに住むかの権利は保障されているのに、一部住民の理解不足で反対運動が起きている。各自治体も国も障害のある人が地域で暮らすのはあたりまえなのだという啓発を行ってほしい。

○住まいの場の提供の拡大を

障害のある人が公営住宅利用の推進、公営住宅でのグループホーム設置の促進を検討してほしい。